

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年9月15日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和5年9月15日（金） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和5年9月15日（金） 午後3時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信
（9番）松田 祥治 （10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第69号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第70号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）

議案第71号 非農地判定について

報告第65号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第66号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第67号 農地法第18条（通知）

報告第68号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第69号 現況証明書の発行について

報告第70号 時効取得について

報告第71号 許可申請取下について

報告第72号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5 番 原田 政祥委員

6 番 倉重 俊則委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年9月の月例総会を開催いたします。

本日は皆さん御出席でございます。防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、まず最初に会長に御挨拶いただき、議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。秋作業も本格化して、お忙しい時期だというふうに思います。ただここ数日間、天候もはっきりせず、予定どおりに事が運んでいられないのではないかなというふうに思っております。幸いに、今日と明日ぐらいは雨も降りそうではありませぬので、今日もなるべく早く終わって早く帰っていただいて、農作業にいそしんでいただきたいというふうに思いますので、前回のように長引かすことはしたくありませんので、スムーズな議会進行に御協力いただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行してまいります。

本日の議事録署名委員さんは、5番の原田委員、6番の倉重委員さんをお願いします。

それでは、議案審議に入ります。

それでは、議案第66号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第66号の議案説明の前に、取下げが1筆ほどありましたので、御説明いたします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書の2ページ、議案第66号の5、2筆あるうちの1筆が取下げとなっております。台道

の———取下げとなっております。

それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第66号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回、提出された件数は5件です。権利内容については、所有権の移転が5件で、譲渡理由については、耕作困難が5件。譲受理由は、相手方の要望によるものが3件、耕作便利が1件、農地の荒廃防止が1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 西浦の松田です。よろしくお願いします。議案第66号の1は、所有権移転の申請です。現地確認は西浦の田村さんと事務局の方と9月11日に行い、申請者の方は仕事の都合上、電話でもちょっとお話しすることはできませんでしたが、そのお母様と9月13日にお話ししましたので、それを御報告させていただきます。

現地は西浦の———から西へ———mぐらいのところにあります。

話を聞いたところ、譲渡人は———、在住されていることから、耕作困難ということで、古くからの知り合いで農業をしたいということで譲り受けることになったようです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、現地にはトラクターも置いてあり、譲受人は耕作地とちょっと離れたところに自宅がありますが、軽トラなどで移動して耕作しに行くということで、譲受人は耕作要件、農機器具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、本人は———で休みの日程度ぐらいしか関わることはできないのですが、——も今年度中に退職されて、その——、——と一緒に活動できるようです。そのことから譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、農地の周りの草刈りなどもちゃんとされており、その周りの農家の方ともいろいろと交流をもたれているようですので、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。御意見ございませんか。

（「この方、新規就農ですか」と呼ぶ者あり）

○2番 2番、石川です。経営面積とか全然載っていないので、新規就農の方なんですかね。（「でしょ」と呼ぶ者あり）

○9番 今まで農地を借りて農業をされていたようですが、厳密に言えば新規就農ということになります。

○藤井会長 よろしいですか。

農業をやっていただくということはありがたい話なんですけれども、これも——から来られてやられるということなんですよね。果たして本当に続くのかどうか、ちょっと心配な面もあるんですけども、地元委員もこれからちゃんと目をかけて、フォローしていつてあげていただきたいというふうに思いますので、それからここに書いてある地元朝市というのは——のことなんでしょうね。こっちで出すわけじゃなくて。（発言する者あり）分かりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして2番、地元委員さん説明をお願いします。

○12番 12番、松永初恵と申します。よろしくお願いします。農地法第3条許可申請に係る総会の説明をします。

議案第66号2は、所有権移転の申請です。

5ページ、6ページを御覧ください。現地確認及び申請者への聞取りを9月8日に行いました。事務局2名、熊安委員と現地に行きました。現地は——から南西——mくらいのところにあります。

ちょうど現地に行きましたら、——がちょうど来られて作業するために現地に来られました。話を聞いたところ、譲渡人は県外に在住していて耕作できないということから譲り渡すとされ、譲受人は実家の農家に隣接しており、耕作しやすいということから譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率的利用要件については、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できる、問題ないと確認しました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、——が——から帰るなり、——
——でやられております。それで農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、すでに実家の農地を手伝っており、周辺の農家と協力してやっていくということで問題ないと判断します。

以上のことで、農地法第3条2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと疑問に思いましたのでお伺いいたします。

譲受人の、これ農業経験というのは経験年数をどのくらいお持ちなんですか。

○12番 ——は——でお仕事をされているそうです。それで現地に行ったときは、もう既にお花とか野菜とかいろいろと植えてありまして、——で作業されています。

また、年数はどのくらいか。

○事務局 申請者の方は、もともとこの資料の7ページを御覧いただければと思うんですけども、こちらの東側、地番で言いますと——という土地ですね。こちらのほうが——のほうの農地ということで、こちらのほうを手伝いをされておって、今、経験年数をお聞きしたところ、大体10年ぐらいはされているということでした。

これもちょっと直接伺ったんですけど、——のほうで、実際、——のほうですか、ちょっといろいろ耕作のアドバイスとかもいろいろ聞かれているということで、そういったものもちょっと実践されているということでおっしゃっていました。

○6番 なら問題ないということですか。

○事務局 そうですね。はい。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。

じゃあ、私のほうから1つ、隣の——が御実家の水田ということで納得したんですけども、ここのただし書のところの営農計画書に周りの農地で作っているのは実家の田んぼだけというふうを書いてあるんですけども、この下の——なのかは耕作放棄地というふうな解釈でいいんでしょうか。

○事務局 現地を確認いたしましたところ、——は荒れておりました。

○藤井会長 なるほどね。分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。議案第66号の3は、所有権移転の申請です。現地確認を事務局2名、松田委員とで行い、聞き取り調査も9月11日に行いましたので報告します。

資料の10ページを御覧ください。佐波川よりは南200ないし350mのところにあります。

譲渡人は高齢であり、当地より離れているので、譲り渡すとのことでした。譲受人は——を境に農地を取得して果樹、野菜を作りたいということです。

営農計画の13ページを御覧ください。作物は経験者に相談して選択してくださいと言っておきました。

なお、一部違反転用がありましたが、始末書を提出するということです。

以上のことで、農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について、私としては各号については問題ないと考えます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案66号の4は、耕作困難による所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを、9月8日に行いましたので、報告をいたします。

場所は議案書の15ページから16ページ、17ページ辺りですね。——の北側ですね。——のすぐ西側というところです。ちなみにここは、大道の地番の始まりですね。17ページ、見てもらえば分かるように、ため池、——で一番。今回の申請が一番、一番ですね。大道の。だからここから大道の番地が始まると、そういったところです。ところがここは、毎年農地パトロールをやるんですが、赤判定ずっとしておったんですね。道のへりから葎が2メートル、その奥は木が立ってしましてね、もう赤判定にしておったんですが、事務局のほうから、ここは道路の傍やから赤判定じゃないよということで黄色判定に、今、したんですが、実際にはもうほとんど荒廃地、もう山とも分からんような荒れたところでございます。

今回、渡すほうと受けるほう、これ友人関係にあるんですね。譲渡人のほうからこの荒廃地をど

ねえかしてくれんかという声かけがあったようでございます。今回、何とかやってみようということ
とで申請を出したということです。

譲受人のほうは、山陽本線の———で———をやっておられる方です。ここへ今度は芝生を植
えるんですね。芝生を植えて、宅地分譲地の購入者に芝生を切って植えるということで、今回申請
をされたようでございます。

私も冗談で「これうまくいきますかね」と聞いたんですが、やってみんにや分からんというふう
な返答をされまして、もしうまくいかにゃあ果樹を植えると、もう田んぼや畑にはなりません、
ここは。もう果樹を植えるということを聞いております。どっちにしても荒廃地の解消にはなるだ
ろうということで、私もなるほどなと思いました。それで、皆さん方の御審議のほどをよろしくお
願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○４番 ４番の関谷です。経営面積が７，３００ぐらいあるんですけど、これ自作ですか。

○１４番 ほとんど荒廃まではいかんですが、もう放棄しておる。

これは所有者、———です。———というところに住んでおられて、———で———を
やっておるんですが、田んぼはあるにはあるんですが、もう作っておらんということです。

○藤井会長 だから本業は———を営まれておるということなんですかね。

○１４番 もともとは農家だったんですけどね。もうやめておると。

○藤井会長 事務局、そのところをこの全部効率利用要件のクリアはどういうふうに判断すればい
いんでしょうかね。

当委員会としては、そういうほとんど赤判定の農地を有効に使っていただける可能性があるなら、
これはありがたいことだというふうには思うんですけども、全体と見たときにそこら辺が引っか
かるかなという思いはあるんですが、ここがうまくいって芝生が順調にできれば、今、御自宅
でお持ちの農地もそれなりの活用をしていただければ、ありがたいなというふうなところですから、
認めてもいいんじゃないかなという思いはあるんですけども、皆さんの考えはいかがでしょうか。

○４番 現状が、今、赤判定のような耕作放棄地を圃場にまで回復できる見込みはあると考えてよろ
しいんですか。

○１４番 はい。あります。

○４番 じゃあ、お任せします。

○１４番 ただし重機を入れんにゃあ。

○藤井会長 借りてやるという意味がおりということなんですよ。

○１４番 はい。

○藤井会長 これは———ですから、そちらの農地の有効利用のほうは、これ———さんのほうにもし

っかり伝えておきたいというふうに思いますので、そちらのほうでちゃんと管理していただけるような要望は出しておきたいというふうに思いますので。

じゃあ、防府市としては今回の件を認めるということによろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第66号の5は、所有権移転の申請です。現地確認を9月8日に、事務局2名と原田委員とで行い、9月9日に譲受人への聞き取りを行いましたので報告いたします。

現地は、資料23ページを御覧ください。山口短大から南に———の位置です。

譲渡人は———在住なので、農地の管理ができないために、農地を譲り渡したいと譲受人に相談されました。譲受人は所有する農地に隣接しており、耕作しやすいところから、譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されているので、農地を取得されても耕作できると思います。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、水利組合にも加入され、水利調整も図っておられる理由により、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

これ事務局、———のほうは取り下げということによろしいんですよね。せっかく作る気になっておられたのに、何で取り下げになったんですかね、この1枚。

○15番 私が、ちょっと聞き取りに行ったときに、片方の場所に行かれたことあるんですかと私が聞いたら、いや行ったことないと言われたんですよ。あそこトラクターも入らないし、車も入らないようなところ、よう作ってですねと言ってしもうたんですけど、そしたら——同士なんですよ。それで携帯の電話でも話されて、私もそこにおったんですけど、それで、へたら片方だけはやって、

片方はもうちょっと考えよう、周りの人の意見も聞いてちゅうことで取り下げてもらいました。

○藤井会長 分かりました。

○15番 すみません。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手、お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、議案第67号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、初めに資料の修正をお伝えいたします。お手元の修正連絡票の下の段を御覧ください。

資料の39ページ、集団農地面積が修正となっております。

それから、続きまして、資料43ページが、これが差替えとなっております。

それでは、御説明いたします。議案第67号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は3件です。転用目的の内訳は、建売住宅が1件、太陽光発電システムが2件です。

受付番号1は、建売住宅です。資料は25ページになります。農地区分は、集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は31ページになります。農地区分は、集団農地面積4.7haの農地で、小野出張所から210mに位置する規則第43条第2号に該当する農地で、第3種農地と判断します。

受付番号3も太陽光発電設備です。資料は39ページになります。農地区分は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第67号の1は、建売住宅の建築を目的とする所有権移転の案件です。

9月11日に事務局と倉重委員さんとで現地確認をして、行政書士の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、—————の東側境界のすぐ近くにあります。

申請地は、かなり前から保全管理を—————に委託していました。

譲渡人は非農家で、農地を持て余していたということです。

譲受人に関しては、市内で小規模ながら開発を手がけていて、実績があり、転用による確実性は

あると思います。

また、この辺りは宅地化しており、営農への悪影響もないと判断いたします。

配水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、地元の水利組合には説明されています。報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番の池田です。議案第67号の2は、譲渡人の農地を譲り受けて太陽光発電設備を設置するという申請です。

9月8日に、横木委員、市職員2名と私の4人で、現地確認をしました。9月12日に、施工業者、——に聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

会社の——というのは、今年の1月に名称変更、元は——が名称変更した会社で、韓国とドイツの大手企業を合併した大きな合同会社です。県内では、数か所実績があるそうですが、世界では既に40か国に事業展開している会社だそうです。現地は、お手元資料の31ページのところに、防府市役所の出張所から、210m一側に行った左手のところにあります。

譲渡人は——に住んでおられ、現在、耕作放棄地です。代理人の話では、土地の売却時、譲受人と契約を結んで、年に2から3回の雑草の草刈りは実施するとのことでした。当該土地の近隣の方の了解も、37ページのところに取っております。ただ、33ページを御覧になっていただいて、——という——の農地があるんですが、右側のところに。——さんというのが——m²、これ、今、稲が作られていますけど、この土地の所有者だけはちょっと連絡が取れていませんということです。夜、家に行ったところ、電気はついていますが出て来られないということで、書類、レターを入れておいたということでもあります。

次に、この案件に関わる農地法上の許可基準について説明します。

資料の31ページありますように、この農地区分は施行規則第43条第2号により該当する農地で、第3種農地です。原則、許可となります。

次に、一般基準ですが、農地の転用の確実性や周辺の営農に支障を及ぼす恐れがないことから、許可基準に該当すると判断します。皆さんの御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと確認なんです、同意書の内容について、地図と照会をしてみると、例えば——さん、それから——さんもないですね。何か同意書のない方が結構おられるんですが、大丈夫でしょうか。それと——さんとかは、全然どこにあるやらさっぱり分らないんですが、あと——さんも、同意書を取っておられますのは、よく分からないんですが、これはどこに地所があつて、どういう経緯かなと思ひまして、ちょっと確認なんです。

○藤井会長 地元委員さん、いかがですか。

○11番 ——さんというのは33ページの資料のこの——、これは家です。その隣は——さん、——、これも家です。その隣が——さんですね。それから1軒——ですか、——さんと言われますけど、これは右上の33ページ右の——さんの、——さんの相続人の方です。（発言する者あり）それになっているということです。

それで——さんというのが上にありますが、ここはないですけど、現場は太陽光を設置してあるところ。（発言する者あり）はい。太陽光です。そういうところで、今、——さんというところが、ちょっと近隣では、何かよく分からないんですけど、とれてないということですね。一応、レターは入れてあるということです。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手、お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案67号の3番は、譲渡人の農地を譲受人が、太陽光発電の設置のため、売買で所有権移転し、転用したいという申請です。現地確認は9月11日に、木原委員長と事務局で実施しましたので、報告いたします。資料は、39ページから45ページに記載しております。

申請地は——に近く、——から西側にありまして、県道に一部接する2種農地です。

申請地とその隣接する農地は、全て休耕田となっておりまして、草刈り管理のみされている状態です。この東隣り、41ページに番地が載っていますが、——が該当地で、その右側に——があるんですが、この農地につきましては、8年前に約半分の面積を太陽光発電の設置を個人的にされております。残りは、田として残っておるという状態です。

それから、西隣の——。それと、南隣、下になりますが、——の耕作者は、既

に死亡されておりまして、現在、相続人が保全管理をされておるという状況でございます。

次に、ヒアリングをしましたので、それについて報告します。

まず、譲渡人ですが、資料のほうにもありますが、耕作が困難になったということで、——ということでございます。それから、——おるんですが、農業を継続したいという要望があるんですが、——に専念したいと。——ということございまして、もう既に田植え機とコンバインが故障して処分しておるという状態です。

田につきましては、約1町ぐらい、畑が2反ぐらいあるんですが、今現在、全て畑を除いて、田のほうについては保全管理となって、管理の困難なところから、特に離れているところから減らしたいというふうな希望を持っておられました。

それから、次に、譲受人のほうの設置なんですが、近くの農地、事業者や、それから相続人への事業説明を行ったということで、意見や要望はなかったと回答がありました。

それから、隣接する耕作者等のヒアリングですが、まず東隣の既に太陽光を設置してある方からの聞き取りなんですが、自分のところを、はじめて設置されたということで、設置の当時から今日に至るまで、意見や要望は聞いていないと。土地は有効に利用したらいいというふうな意見がありました。

それから、南隣とか近くの農地を耕作されている方なんですが、特に太陽光に対する意見や要望は出なかったということでございます。

中には自宅に設置した太陽光について、迷惑かけていないか気になると、そういうふうな話がありました。

ヒアリングは以上のような状況です。この案件については、農地法の許可基準に該当すると判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

—— m^2 で45.9kwの発電の太陽光が設置できるということで、稀に見る効率のいい土地の利用方法だというふうに思いますので、このところずっと上がってくるのは、2反ぐらいのやつでも平気で49.5kwの容量のものを許可してきておりますので、このぐらいの面積でも可能なんだなという思いを強くしておりますし、そういう意味ではもっと効率的な利用をしてもらうべきなのかなという思いを持っておるところでございます。

ほかに、何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、議案第68号、69号、70号、一括上程させていただきたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は4ページからです。

議案第68号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条についてで、令和5年9月26日、公告予定の利用権設定が2件提出されております。この2件の集積面積は1万3,012m²で、利用権の内訳は、所有権の移転が2件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第69号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、議案第70号農地中間管理事業法第18条第7項（農用地利用集積促進計画の公告）について御説明します。議案書は5ページからです。

議案第69号、70号につきましては、県で公告予定の利用権設定が32件になります。農地の集積面積は13万3,191.8m²です。内容は、議案第70号の番号1につきましては、議案第69号の農地を山口農林振興公社に貸付け、議案第70号にて山口農林振興公社から貸付けを行うものです。また、議案第70号の番号2から32につきましては、山口農林振興公社から貸付ける相手に変更が生じたものです。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。地元委員さんで、説明が必要と思われること、そのほか、御意見、御質問がある方、お受けしたいと思います。何かあればよろしくお願いいたします。

今、事務局から説明がありましたように、行ったり来たり農地をしているような感じで見受けられますけれども、新しく委員さんになられた方は、どんな疑問でも構いませんので、聞きたいことがあったら、ぜひ聞いていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 また後ほどでも、何か御質問があったらお受けしたいと思います。

特に御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第68号、69号、70号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、68、69、70号、承認いたします。

続きまして、議案第71号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に、修正がございますのでお知らせいたします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書の28ページから30ページにかけまして、4筆の面積を修正しております。

32ページにつきましては、総面積を修正しております。

それでは、御説明をいたします。議案書の24ページ、資料は別冊を御覧ください。

議案第71号は、非農地判断についてです。提案された件数は2件、113筆です。

受付番号1は久兼の農地、受付番号2は富海の農地です。

現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第71号の1は非農地判定ということで、現地確認を7月28日、31日、8月7日午前中実施しております。メンバーは、事務局から重村係長、それと農地利用最適化推進員の池田圭介さんと3名で実施しております。

まず、久兼地区なんですけど、1ページと18ページを御覧ください。久兼は間口が狭くて、南北に長いところで、1ページのほうは久兼の中でも——にあたる場所です。それから18ページのほうで、6番から11番は——ということで、それから12番から15番は——というところになるそうです。

それでは、1ページの赤の1について、順を追って、ページは2ページですけど、説明したいと思います。

2ページをお願いします。ここは——の中でも——と言いまして、奥畑の——に行く道沿いなんですけど、1番①で、3ページの①地番は割愛しますけど、このように雑木が繁茂しているという状況ですね。2番のほうは竹が生えていると。4ページで③のところでは、このように植木はしてあります。

それから、②の説明ですけど、5ページ。ここも——の——というところで、道沿いから撮った写真になりますけど、6ページの1番、2番、それから3番、4番、6、7ページ、このように雑木が密集しているところです。

それから、8ページの3番ですけど、ここは——の中でも——になるところで、9ページの①、②、このように、もう森林化しているというような状況です。

それから10ページの③、④、これも場所是一緒なんですけど、雑木が密集しております。それから、12ページのところに行きまして、4番。これは——の中でも——という場所らしいんですけど、①、②、13ページですけど、竹が繁茂しているような状況です。

14ページも、3番のほうでは竹が繁茂していますね。14ページの4番のほうでは雑木が密集しております。

それから、15ページ、——の——ですけど、16ページの写真で見ていただいたら分かりますか

と思いますけど、このように植林はしてもらわないと困るんですけど、雑木が繁茂しております。

16ページ、17ページですね。

それから——に入りますけど、19ページお願いします。

——の中でも6番ですけど、6番の中で①から③までありますけど、20ページから21、雑木並びに竹が繁茂しているような状況です。

それから——で、ここは22ページ、近くまでは行けなかったんですけど、9筆まとめて23ページに地番が打ってありますけど、左の写真のように9筆まとめて撮るしかないなというようなところですよ。もう入ることもできません。

それから24ページ、これは——になりますけど、8番のところで①、②が25ページにありますけど、竹、それから雑木が繁茂しているような状況ですね、同じく。

それから26ページが③、④、27ページが⑤、⑥ですね。竹が繁茂か、それから雑木ですね。

28ページに行きまして、ここは——の中にちょうどこの写真で分かつと思うんですけど、——があるんです。お寺がありまして、その1番が北側、2番、3番が南側の写真が、29ページから30ページにかけてあります。この辺りは竹がかなりあったところですね。

それから31ページの——の10番ですけど、これが——のなかでも——ということらしいんですけど、①から③が32ページから33ページ、この辺りも竹が繁茂しているような状況でした。

それから34ページの11番、——ですけど、ここも9筆まとめて写真に上がっていますが、中に入ることはとてもじゃないけどできませんので、まとめて処理をしていただいております。

それから36ページに行きまして、12番、この辺りから——になります。——の中でも、——というところらしいんですけど、1番、2番が隣の37ページにありますが、雑木ですね、全て雑木です。竹か雑木ですね。

それから、38ページから39ページ、この辺りが、これは植林はしてあるんですけど、木が繁茂しているような状態ですね、これは。39ページから41ページまでね、そうですね。

それから、42ページの13番ですけど、これは——の南側になりますけど、①このように竹が繁茂しております。②については雑木ですね。

それから、44ページ、14番ですけど、ここは——の中でも——というところで、①しかないんですけど、ここも写真を見ていただくと、竹が繁茂しております。

それから15番、46ページですけど、ここも雑木が繁茂しております。

以上、見ていただいたように、森林の様相を呈しており、農地に復元することは著しく困難であると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案71号の1番、承認いたします。

暑い中、お疲れさまでした。

続きまして、議案71号の2、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第71号の2の非農地判定について御審議いただきます。資料は48ページから55ページまでです。

場所は富海の——の突き当たりになるんですが、——辺りの農地になります。実際には既に山林化しているところがほとんどになっていまして、途中途中で果樹を植えているところがあるような形状です。

49ページの1、2、3、4、5、6については写真を撮っておりますけれども、こういう状態で竹林、雑木林の繁茂している状況が続きます。もともとはここは石垣が組まれているように、その昔は田んぼとして利用しておったところなんです、その後、構造改善事業等でみかん畑に切り替えて作っておったところ。それも今から三、四十年前にやめてしまって、53ページのような植林をして、今現在は山林化しております。

——は、——
——というのが、ここも昔はみかん畑で作っていました。今から30年近く前に、植林を自分もした記憶があります。ですから、写真が撮れていないところより上部は大体そういう感じで、もう既に山林化しております。その昔、みかん畑で、よく——と言っていました、昔はですね。——にみかんを採りに行って、そのみかんを収穫してこの道を帰ってきた覚えが、今、うっすら覚えています。

そんな状況ですので、既に農地については、ちょっと利用はできない状況であります。どうか皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 今のみかんのお話ですが、私もみかん栽培に携わる者として、大変残念に思いますが、仕方がないと思います。これは非農地の後、例えばまたみかんをやるということになればそこからできるということでありますね、一応。確認ですが。分かりますか。

○藤井会長 いいですか。事務局、説明があれば、何かしとってください。

○事務局 また畑としてされるということであれば、登録していただく手続がありますので可能です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案71号の2、承認いたします。

議案審議は以上です。

報告事項が65号から72号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうぞ。

○10番 10番、貞平です。

議案のほうですかね。これで38ページ。申請番号2というところで、大字田島の——、———ですかね。受人が——……。ということですよ。もう1人——という人がおって、これは。

○藤井会長 ——……。

○10番 51ページ、2に現況証明ということで、同じ——という人が出てくる、申請番号1ですね。——という人が出てくるんですが、ちょっとこれの説明をお願いしたいんですが。

○藤井会長 51ページ。

○10番 はじめは38ページの2、——さんという方と、51ページに今度は現況証明ということで、農委処分というのがあって、——さんという同じ方がおられるんですが……。

○藤井会長 で。

○10番 どういうことか、よう分からんから。

○藤井会長 じゃあ、ちょっと事務局、説明してあげてください。38ページの2の田んぼについての内容と、51ページの1の申請内容について。（発言する者あり）38のほうは、田島の———の農地についての、——さんとの解約の合意の契約を解除したという内容ですね。（発言する者あり）もともと——さんが農業公社と契約し、農業公社が——さんと契約しとった、そういうものを農業公社が、当——さんの間で解約になったと。合意解約をしたという内容ですね。ただこの合意解約の内容については、私、知りませんが、これどっかそのほかのところに、どっかほかの契約になっているところがありますかいね、ちょっと目を通してないんですけども、ただのこれ解約ということですかね。

○事務局 この土地についての合意解約は、二、三か月ほど前に、——さんが購入するということで、第3条の許可申請をしております、間に公社が入っていたので、一応、合意解約を、ちょっとあとなってしまったんですが、提出されております。

○藤井会長 もともと——さんが利用権を設定しとった農地を、先月、3月ですかね。

○事務局 7月の月例総会です。

○藤井会長 前回の会議で正式に購入ということで、利用権の設定を解除したというのが、今、報告されたということです。よろしいですね。今度は51号のほうを説明してあげてください。

○事務局 51ページのほうは、こちらは——さんが所有されている土地について、こちら以前より農業用倉庫が建っておったということで、こちら非農地として利用されているということで、こちらのほうも非農地と認定したという案件でございます。

○藤井会長 違う農地ですね。これは——番の農地がどこにあるのか、私は知りませんけれども。

○事務局 こちらの——は、確か6月の総会で、建売住宅の転用が出ているんですけれども、そこの北側のところですね。

○藤井会長 よう覚えてない。

○10番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。分からないことは何でも、ちょっとこの際ですから質問してください。ほかの皆さん方も。ほかに何かございますか。

私のほうから一つ、これ一番最後のページに、農地所有適格法人の報告書というのが、その都度載ってくるんですけれども、私自身もそうなんですけれども、この管内に幾つの適格法人が存在するのかはつきり把握できていなくて、できれば管内の登録されている適格法人について、守秘義務じゃないんですけれども、個人情報許せる範囲内で、皆さんに周知していただいていたほうがいいんじゃないかと思いますので、次回のときにでもちょっと一覧表を配っていただきたいというふうに思います。

○事務局 たしか、今、農地所有適格法人は19法人だったと思うんですけれども、また一覧を来月、御用意したいと思います。

○藤井会長 お願いします。

ほかに何か御意見ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 何かありましたら気がついたときにまた言ってください。

では、以上で議案審議を閉じたいというふうに思います。

午後3時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 9月15日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員